

加美町の学校部活動と 地域クラブ活動等の方針

令和7年5月
加美町教育委員会

目 次

策定の趣旨	3
I 学校部活動の方針	
1 適切な運営のための体制整備	4
(1) 学校部活動に関する方針の策定	4
①校長による「部活動の活動方針」の策定	4
②各部活動の「活動計画」の作成	4
(2) 指導・運営に係る体制の構築	4
①指導体制の構築	4
②研修の充実	5
③部活動指導員及び外部指導者の任用・配置	5
2 合理的・効率的・効果的な活動と指導上の留意点	5
(1) 適切な指導の実施	5
【指導に当たって留意すべき事項】	6
3 適切な休養日及び活動時間等の基準	9
(1) 基本的な考え方	9
①学期中の休養日の設定	9
②長期休業中の休養日の設定	9
③1日の活動時間	9
④朝練習	9
【ハイシーズンの設定】	9
⑤実態を踏まえた工夫	9
⑥家庭との連携	10
⑦休日の部活動について	10
(2) 方針等への反映	10
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	10
5 学校部活動の地域連携	10
6 教職員のワークライフバランスについて	11
7 地域展開に関わる中学校の対応について	11

II 新たな地域クラブ活動の方針

1	新たな地域クラブ活動の在り方	12
2	適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	13
(1)	参加者について	13
(2)	運営団体・実施主体	13
(3)	指導者の確保・育成	14
(4)	活動内容	14
(5)	適切な休養日の設定	14
①	学期中の休養日の設定	14
②	長期休業中の休養日の設定	15
③	1日の活動時間	15
④	実態を踏まえた工夫	15
⑤	家庭との連携	15
(6)	活動場所	15
(7)	会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	15
(8)	保険の加入	15
3	学校との連携等	16

III 中学校部活動の地域展開へ向けた取組

1	中学校部活動の現状と課題	17
2	国及び県が示す部活動の方向性	17
3	本町における地域展開に向けた基本方針	17
(1)	目指す姿	17
(2)	基本方針	17
4	具体的な地域展開の概要について	18
	【地位クラブ活動の実施のイメージ】	18
	【地域クラブ活動体制のイメージ】	19
	【地域クラブ指導体制のイメージ】	19
	【学校部活動のクラブ化のイメージ】	20
	【中学生の地域クラブ活動参加イメージ】	20
5	今後の検討課題について	20
6	休日の部活動の地域展開に向けた今後のスケジュールについて	21

策定の趣旨

中学校における部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味関心を持つ生徒の自主的・自発的な参加により行われるもので、異年齢との交流の中で、スポーツや文化に親しみ、人間性や社会性を磨き、自己肯定感を高めることができるなど、その教育的意義の高い活動である。

しかし、一方で「活動の過熱化や長時間化による、生徒の健康や成長、生活バランスに対する悪影響」や「教職員の業務負担や時間外勤務の増大」など、部活動における問題点も数多く指摘されている。このような状況を鑑み、スポーツ庁は平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。これを受け、宮城県教育委員会は「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引」を策定し、宮城県における部活動の望ましい在り方について示した。本町においてもこれらに則り、「加美町立中学校に係る部活動の方針」を策定し、平成31年4月から適用することとした。

その後、令和4年12月には、スポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を策定し、休日の公立中学校の部活動を地域活動へ移行する方向性を示した。これを受け、宮城県教育委員会では令和5年3月に、国が示したガイドラインの考え方を踏まえ、これまでの学校部活動を地域活動に移行するため「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン第1版」を策定した。そして、令和7年3月には国の動向や県内の取り組み状況を踏まえ、「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン第2版」として更新し、宮城県の今後の部活動及び地域クラブ活動の在り方を示した。

本町においても、国や県のガイドラインの見直しに伴い、「加美町立中学校に係る部活動の方針」を「加美町の学校部活動と地域クラブ活動等の方針」として改正を行うものである。

この方針は令和7年6月から加美町立中学校及び加美町の地域のクラブ活動等に適用することとする。なお、本方針は、運動活動と文化活動の区別なく適用する。

I 学校部活動の方針

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定

① 校長による「部活動の活動方針」の策定

校長は、「加美町の学校部活動と地域クラブ活動等の方針」(以下「町の方針」という。)に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「部活動の活動方針」(以下「学校の方針」という。)を策定し、学校のホームページへの掲載等により公表する。

② 各部活動の「活動計画」の作成

ア 顧問は、町の方針及び学校の方針を踏まえ、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)を校長に提出する。

イ 顧問は、毎月の活動計画を提出し、活動実績(活動日時・場所、休養日、大会参加日等)を校長に報告する。

ウ 活動計画の作成に当たっては、生徒が参加する地域クラブ活動の活動状況も踏まえ、関係団体との連携を図るよう努めるものとする。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

① 指導体制の構築

ア 町教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

イ 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するよう努める。

ウ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 学校部活動の地域連携・地域展開については、休日の活動から町の方針に基づき、

生徒のニーズ、それぞれの部活動ごとの実状に応じて段階的に進めていく。

② 研修の充実

ア 町教育委員会は宮城県と連携し、部活動顧問及び指導者と学校の管理職を対象とする、指導に係る知識及び実技の質の向上等の部活動の適切な運営に係る研修等を行う。

イ 部活動指導員及び外部指導者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）の「公認スポーツ指導者制度」や各加盟団体における研修会等を積極的に受講するなど自己の研鑽に努める。

③ 部活動指導員及び外部指導者の任用・配置

ア 町教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置するよう努める。また、部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合、校長は、外部指導者の配置に努める。特に、休日の地域展開に伴う指導者との連携体制を構築する。

イ 町教育委員会及び校長は、部活動指導員及び外部指導者の任用・配置に当たり、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守した上で、適切な指導を行うため、以下の内容について定期的に研修を行う。特に、外部指導者においては、学校教育として行われる学校部活動の指導者としてふさわしい人間性なども判断し、任用する。また、中学校の学校部活動の意義が地域クラブ活動においても生かされるよう、以下の点に留意する。

- ・ 学校教育の理解
- ・ 学校部活動の位置付け
- ・ 教育的意義
- ・ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ・ 安全の確保や事故発生時の適切な対応
- ・ 体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと

2 合理的・効率的・効果的な活動と指導上の留意点

(1) 適切な指導の実施

① 校長、顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。

② 指導場面において、不適切な指導や体罰・ハラスメント等、生徒・保護者からの訴え

があった場合は、指導者のみの判断によらず、管理職に報告した上で、学校として判断を行い、生徒や保護者に寄り添った対応を行う。

- ③ 運動部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効率のよい練習を行う。
- ④ 文化部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ⑤ 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ⑥ 顧問、部活動指導員及び外部指導者は、競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用し、指導に当たるものとする。

【指導に当たって留意すべき事項】

- ① 学校組織全体での指導
 - ア 管理職は、指導者同士の意見交換や情報共有、指導の内容や方法の研究等が行われるよう配慮する。
 - イ 顧問は、部活動の運営や指導に当たっては、他の教職員や地域・保護者の協力の上に成り立っていることを理解し、積極的に周囲の支援・協力を得ながら責任を持って指導・活動を行うよう心掛ける。
- ② 顧問、部活動指導員及び外部指導者等の指導者に求められるもの
 - ア 健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むという部活動の本来の趣旨を忘れず、バランスのとれた運営と指導を行う。
 - イ 大会等で好成績を収めることのみを重視し、科学的な視点から見て過重な練習を強いることなどがないようにする。
 - ウ 技能や競技力の向上を図る過程において、人間的成長が伴うことを念頭に置き、「人を育てる」指導を心掛ける。また、それを支援するためには、指導者自身も常に人間的成長を心掛け、その上に指導力向上のための手法を積み重ねる。

エ 部活動が総合的な人間形成の場となるよう、技術的な指導、ルール等に精通するとともに、生徒の発達の段階や成長による変化、部活動のマネジメントや社会的マナーの指導等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させる。

オ 指導者は、先見性、企画力、実践力等と、それらを支える見識と人柄を持ち合わせた指導者を目指すこと。また、一時的な感情に左右されたりすることなく、常に態度を一定に保ち、一貫性のある指導を心掛ける。

カ 講習会・研修会等へ積極的に参加し、部活動においては最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導法を積極的に取り入れるとともに、他校の顧問とも交流を図り、情報収集に努める。

キ 一般に、指導者の言葉が生徒に与える影響は極めて大きく、その一言でプラスにもマイナスにも作用することから、タイミング良く適切な声掛けを行うことができるよう、生徒一人一人の心の状態まで配慮した対話を心掛け、信頼関係を深めるよう努める。

ク 生徒が自ら考え、主体的、自発的に練習に取り組めるよう、大会等の成績だけではなく、目標に向かって努力している過程を的確に見極めた上で効果的に助言を行う。

③ 禁止事項

ア いかなる場合においても、体罰を行使してはならない。指導と称し、指導者の独善的な目的を持って特定の生徒に対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導を行ってはならない。

イ 生徒の人格を否定する発言を行ってはならない。指導者としての信用を失墜させる行為をしてはならない。セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報漏洩、不適切な会計処理等は、指導を受けている生徒、保護者、学校関係者を傷つけ、その信頼を裏切る行為であることを十分に認識し、適切な指導を行う。また、管理職の許可なく生徒と個人的なメール等のやり取りを行わない。

④ 活動の充実

ア 指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の疲労や精神状態等を把握するなど、細心の配慮をしながら指導する。

イ 部活動は、自主的・自発的な活動であるため、生徒が練習の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な練習内容であることを明確に理解させた上で取り組ませる。

ウ 一人一人が意欲的に活動できるよう運営の役割分担にも配慮する。

エ 指導者は、励まし合い、お互いを支え合える関係づくりを重視した指導や生徒の間に同じ目標に向かって活動する仲間であるという連帯感を育む指導を心掛ける。

オ 指導者は、個々の発達段階に合わせて、過度な負担とならないよう活動させること

で、スポーツ障害・バーンアウト等のリスク管理を行い、適切な休養を取りながら、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングを積極的に導入し、短時間で効果が得られる活動を心掛ける。また、主とする活動以外の様々な活動に参加する機会が得られるよう配慮する。

⑤ 事故防止対策等

生徒等への注意点の説明は、定期的に行い、遠征先や普段の慣れた活動場所においても想定される危険を具体的に説明する。

ア 健康面での安全を確保し、次の事項等について留意した活動を行う。

- ・健康観察による体調確認（顔色や表情、体温等）
- ・持病や障害等（循環器系、アレルギー、シックハウス等）
- ・健康診断結果や保健室利用状況等
- ・学級閉鎖や臨時休業等

イ 活動を行うに当たっては、次の事項などに留意して活動を行う。

- ・急激な気候変動（突風、竜巻、落雷、ひょうなど）
- ・施設の安全性の確認
- ・器具の設置の安全確認
- ・用具の破損等の有無の確認
- ・技術レベルや体格差を考慮
- ・事故防止及び事故が発生した際の対応

ウ 災害時の対応等について、次の事項に留意した活動を行う。

- ・避難経路及び避難場所の確認
- ・避難方法及び誘導についての確認
- ・保護者等への連絡体制の確認

⑥ 指導者間の連携

部活動指導員及び外部指導者の協力を得る場合には、学校教育目標や方針等について、学校、顧問と部活動指導員及び外部指導者との間で十分な調整を行うとともに、情報共有を密にして活動する。

<顧問と部活動指導員及び外部指導者が確認すべき事項>

- ・活動目標、活動計画、活動内容、事故防止のための注意点
- ・顧問と外部指導者及び部活動指導員の役割分担
- ・緊急連絡体制、事故発生時の対応等
- ・体罰等の禁止
- ・生徒間トラブル等の生徒からの相談に関する情報共有
- ・災害時の対応や避難経路

<学校とのトラブルになりやすい部活動指導員及び外部指導者の行為の例>

- ・独自判断による練習日・場所・時間・練習内容等の変更

- ・ 独自判断による大会・コンクールへの参加や練習試合・練習会の計画
- ・ 定められた部活動の時間以外における生徒への指導
- ・ その他、学校の方針に反する指導等

3 適切な休養日及び活動時間等の基準

(1) 基本的な考え方

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとする。そのための部活動の休養日等についての具体的な基準は以下のとおりである。

① 学期中の休養日の設定

ア 週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

② 長期休業中の休養日の設定

ア 学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。

イ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。

③ 1日の活動時間

ア 長くとも平日では2時間、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

④ 朝練習

ア 朝練習は、原則禁止とする。

イ ただし、校長が、大会やコンクール等の前など特別な事情があると認める場合のみ、期間を決めて行うことができるものとする。

【ハイシーズンの設定】

○ 中学校総合体育大会や東北大会・全国大会、各種コンクールなど大会で力を発揮するための、集中して活動時間を確保する時期を「ハイシーズン」として活動日を増やすことが考えられる。それ以外の時期には休養日を確保すること。

○ おおむね、年間を通して、105日以上は学校における活動を行わない日とし、休養日、または地域スポーツ・文化芸術活動への参加に充てることのできるようにする。

○ 生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査する。

⑤ 実態を踏まえた工夫

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、学校行事や定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、町共通の学校部活動の休

養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考慮に入れる。

⑥ 家庭との連携

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、家庭との連携を図る。

⑦ 休日の学校部活動について

令和9年度より、学校部活動は原則として休日（土曜日、日曜日及び祝日）は実施しないものとする。ただし、ハイシーズン（主要な大会等の開催日前1か月程度）は、休日も部活動を実施できるものとする。

(2) 方針等への反映

校長は、学校の方針の策定に当たっては、前記(1)の基本的な考え方を踏まえるとともに、町の方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・改善を行う等、その運用を徹底する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備するよう努める。

(2) スポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の特性に配慮した活動時間の設定や課題の工夫を行う。

(3) 学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、令和7年9月より部活動への所属を任意とするとともに、活動日数、活動時間等を見直し、生徒が希望すれば、学校部活動だけでなく、地域でのスポーツ・文化芸術や科学分野の活動など、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

(1) 町教育委員会及び校長は、生徒の活動環境の充実の観点から、地域の文化・スポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域がともに子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における文化・スポーツ環境整備を進める。

(2) 町教育委員会及び校長は、中学校、高等学校、大学及び支援学校等の学校種を越えた連携により、施設の活用や合同練習の実施など、多様な交流の機会を設ける。

(3) 町教育委員会及び校長は、地域のスポーツ少年団や地域スポーツクラブ、スポーツ協会及び文化芸術団体の活動と学校部活動を共同で実施するなど連携を深める。

6 教職員のワークライフバランスの実現について

(1) 町教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与については、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付け30文科初第1497号）を踏まえた対応をする。

(2) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、応じて指導・是正を行う。

7 地域展開に関わる中学校の対応について

休日の学校部活動の地域展開に伴い、中学校に求められる対応は、段階に応じて、以下の点について検討していく必要がある。

- ・職員会議で教職員へ周知、説明
- ・生徒、保護者に対する周知、説明
- ・校内での検討組織の設置及び校内担当者の配置
- ・町の方針に基づく部活動方針の作成
- ・地域展開に伴う部活動に関する指導計画の見直し
- ・平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の整理
- ・生徒に対する休日の過ごし方の指導や動機づけ
- ・生徒が中総体に参加する場合の出場チームの把握
- ・指導要録や調査書への記載事項の整理（活動状況や大会等の実績把握）
- ・部活動数の精選
- ・学校と地域クラブ（指導者）との連携の在り方
- ・教職員が兼職兼業をする際の校内の体制整備
- ・地域クラブが学校を使用する際の施設貸出し対応の検討 など

Ⅱ 新たな地域クラブ活動の方針

これまで部活動は、参加する生徒にとって、スポーツや文化芸術等の活動を通じて、学習とは異なる集団での経験や人間形成、豊かな学校生活を実現する場として重要な役割を担ってきた。しかし一方で、全国的に少子化が進み、本町においても各学校単位での部活動の維持が困難な状況になっている。また、教職員が活動・指導経験のない部活動を指導せざるを得ない状況があることや、休日の活動など生徒の多様なニーズに応じた指導が難しくなっている現状がある。

これらを鑑み、新たな時代を生きる子供たちの望ましい成長を保障できるよう、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

心身の健全な発育・発達の土台を築く時期である、中学生年代におけるスポーツ・文化芸術の機会を、地域全体で支え子供たちを育てるという視点も有しつつ、本町としての「新たな地域クラブ活動」の在り方や運営体制、活動内容等を以下のように示す。

1 新たな地域クラブ活動の在り方

- (1) 地域クラブ活動は、これまで学校で行われてきた学校教育活動とは明確に区別し、社会教育活動として取り組む。
- (2) 地域クラブ活動は、これまで子供たちを育成してきた学校部活動の教育的意義を引き継ぎ、学校を含めた地域全体で子供たちを育てる役割を担うことを基本理念とする。
- (3) 上記(1)(2)の観点から、本町においては、主に次の3パターンによる体制を整備していくこととする。
 - ① 現在、地域にあるスポーツや文化芸術系の活動団体（教室・サークル含む）に所属・参加して活動する方法
 - ② 現在ある部活動に、当該校職員以外の外部の指導者を置き、学校の活動ではない地域クラブ活動とする方法
 - ③ いくつかの学校の部活動が集まって、当該校教職員以外の外部の指導者を置き、学校の活動ではない地域クラブ活動とする方法
- (4) 中学校区内の活動に限らず、地域の実情に応じ近隣の中学校区も視野に入れた受入体制を構築するよう努める。
- (5) 活動は休日の土日いずれかの日（月4回以内）とし3時間以内とする。ただし、指導

者体制を考慮し、柔軟な活動日・時間を設定できることとする。

(6) 地域クラブ活動については任意参加とする。

(7) 地域クラブ活動への参加は、生徒及び指導者についても、社会教育活動に適応する保険（傷害・賠償責任）へ加入させることを要件とする。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者について

ア 従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒や、各種スポーツ・文化芸術活動を苦手とする生徒、また障害の有無にかかわらず、希望する全ての生徒が対象となる。

イ 参加者及びその保護者は、運営団体・実施主体が示す活動理念や方針を正しく理解するとともに、自身の志向に合う活動を選択することが大切である。

(2) 運営団体・実施主体

ア 運営団体・実施主体については、事業の運営・事務局を担うこととし、活動場所の利用調整、学校や指導者等との連絡調整、スケジュール管理などを行うこととする。また、事業の実施を担う団体とし指導者の雇用・派遣・調整を行うこととする。

イ 運営団体・実施主体としては次のような団体が想定される。

- ・ 行政部局(教育委員会を含む)での直接実施
- ・ 行政部局(教育委員会を含む)で設置した新たな任意団体
- ・ 文化芸術団体・文化振興財団・文化協会など
- ・ スポーツ関係団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等）
- ・ 所在地の各分野の競技別協会・種目別連盟等
- ・ 民間事業者(実証事業を受託している事業者、カルチャーセンター、文化教室 等)
- ・ 大学
- ・ 地域と学校の連携・協働体制(地域学校協働本部等)
- ・ 保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体

ウ 運営・実施団体については、生徒や保護者のみならず地域全体から信頼を得るために、適切なガバナンスを確保する。

エ 運営・実施団体は、常に学校や地域団体、保護者との連絡を密にしながら適切な指導者確保に努めるとともに、活動方針の共有・情報発信の強化に努める。

オ 運営団体・実施団体は、その活動理念や活動方針を明確に示すことで、参加を希望する生徒やその保護者が納得して活動できるようにする。

(3) 指導者の確保・育成

- ア 町教育委員会及び運営団体・実施団体については、県指導者バンクや地域のスポーツ・文化芸術団体、高等学校等に働き掛けながら、競技指導のほか生活習慣の確立や人間関係の構築に資することができる指導者の確保に努めるとともに、生徒の多様なニーズや健全育成に応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。
- イ 指導者に対する報酬等については、現在の部活動指導員の単価などを参考に金額等の設定を検討するものとする。
- ウ 休日における指導を希望する教職員については、勤務校等における業務への影響や健康への配慮など、学校運営に支障がないことの事前確認等も含め、また、教職員に限らず種目ごとに指導者間で輪番制を取り入れるなど負担軽減に心掛ける。
- エ 民間団体等からの指導者派遣に係る費用については、原則受益者負担とするが、低廉な価格となるよう他関係団体との整合性を図る。

(4) 活動内容

- ア 既存の学校部活動種目の継続を優先としながらも、競技力向上を目的とする活動のみに捉われることなく、世代間交流など体験を基本としたスポーツや文化・芸術活動に親しむ環境づくりに努める。
- イ 地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。
- ウ 運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(5) 適切な休養日の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強い者も含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康な生活を送れるよう、「I 学校部活動の方針」に準じ、次の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図る。

① 学期中の休養日の設定

- ・週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ・生徒が十分な休養をとることができるようにするとともに、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

③ 1日の活動時間

平日は長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

④ 実態を踏まえた工夫

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期考査前後の一定期間等、各部共通、学校全体、町共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

⑤ 家庭との連携

運営団体・実施主体は、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、家庭との連携を図る。

(6) 活動場所

ア 学校及び町教育委員会は、地域展開受け入れ団体に対し、学校部活動として使用している学校体育施設や教室、社会教育施設、閉校施設における優先的な利用への配慮や管理方法などについて制度設計に努める。

イ 地域クラブ活動において学校体育施設及び社会教育施設等を利用する際は、他利用団体との調整に協力する。

ウ 活動に用いる用具・備品等は原則として利用者自身が用意する。ただし、利用者が学校の用具・備品等の利用を希望する場合など、学校長が利用の許可を判断するものとする。なお、学校の用具・備品等の利用を許可する際は、あらかじめ利用者と学校で用具・備品等の状態や保管状況、破損したときの責任の所在等を明確にしておくものとする。

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 町教育委員会は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額とするなどの支援を行う。

(8) 保険の加入

運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身のけが等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入させ、けがや事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

3 学校との連携等

- (1) 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ち得るものである。
- (2) 学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。
- (3) 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師がいる場合には、その知見も活用する。
- (4) 町教育委員会は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- (5) 町教育委員会及び校長は、地域クラブ活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅲ 中学校部活動の地域展開へ向けた取組

1 中学校部活動の現状と課題

これまで、部活動は、参加する生徒にとって、スポーツや文化芸術等の活動を通じて、学習とは異なる集団での経験や人間形成、豊かな学校生活を実現する場として重要な役割を担ってきた。しかし一方で、全国的に少子化が進み、本町においても各学校単位での部活動の維持が困難な状況になっている。また、教職員が活動・指導経験のない部活動を指導せざるを得ない状況があることや、休日の活動など生徒の多様なニーズに応じた指導が難しくなっている現状がある。

2 国及び県が示す部活動の方向性

スポーツ庁・文化庁では、これらの課題を解決し、少子化が進む中でも、生徒にとってよりよい活動環境を構築するため、令和4年に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を策定し、休日の公立中学校の部活動を地域活動へ移行する方向性を示した。

これを受け、県教育委員会では令和5年3月に「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン第1版」を、令和7年3月には国の動向や県内の取り組み状況を踏まえ、「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン第2版」として更新し、宮城県の今後の部活動及び地域クラブ活動の在り方を示した。それにより宮城県では、令和10年度中には県内すべての公立中学校で休日の部活動を行わないこと、平日の部活動の地域展開については準備ができた市町村から実施するとの方針を打ち出した。

3 本町における地域展開に向けた基本方針

本町における学校部活動の地域展開について、これまでの背景、状況を鑑み目指す姿と基本方針を次のように設定する。

(1) 目指す姿

- ・生徒にとって望ましい持続可能な活動の機会の確保
- ・生徒のニーズや実態に合った選択肢の提供
- ・生徒の希望に合った専門的指導が受けられる環境の整備
- ・経済的理由による指導の格差を生まない制度の実現

(2) 基本方針

- ① 本町における学校部活動の地域展開については、町教育委員会と NPO 法人かみジョイが中心となり、スポーツ少年団等の関係団体と連携・協力しながらスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、運営する。

- ② 令和7年度、令和8年度を地域展開推進・検証期間とし、検証を重ねながら可能な部から随時実施する。そして、令和9年度の休日の地域クラブ活動の完全実施を目指す。
- ③ 運動部活動と併せて、文化部活動（吹奏楽、美術等）についても地域展開を進める。
- ④ 本町として、将来的にも子供たちの多様なニーズに応え得る、持続可能な指導体制を構築するため、現存の部活動やスポーツ少年団等のクラブ化を順次進めていく。
- ⑤ 平日の学校部活動の地域展開については、諸条件が整い、準備ができた部活動から順次実施していく。

4 具体的な地域展開の概要について

<地域クラブ活動の実施のイメージ>

◎現行（学校教育法に基づく学校教育活動）

	平日、土日・祝日
	学校部活動
管理運営	学 校
指 導 者	教員（部活動顧問）
活動場所	学校施設
活動単位	学校単位
保護者負担	学校外での活動費 （交通費・食事代他）
事故発生時の補償	（学校管理下） （独）日本スポーツ振興センター 「災害共済給付制度」



◎実施後（平日は学校教育活動、土日・祝日は社会教育法に基づく社会教育活動）

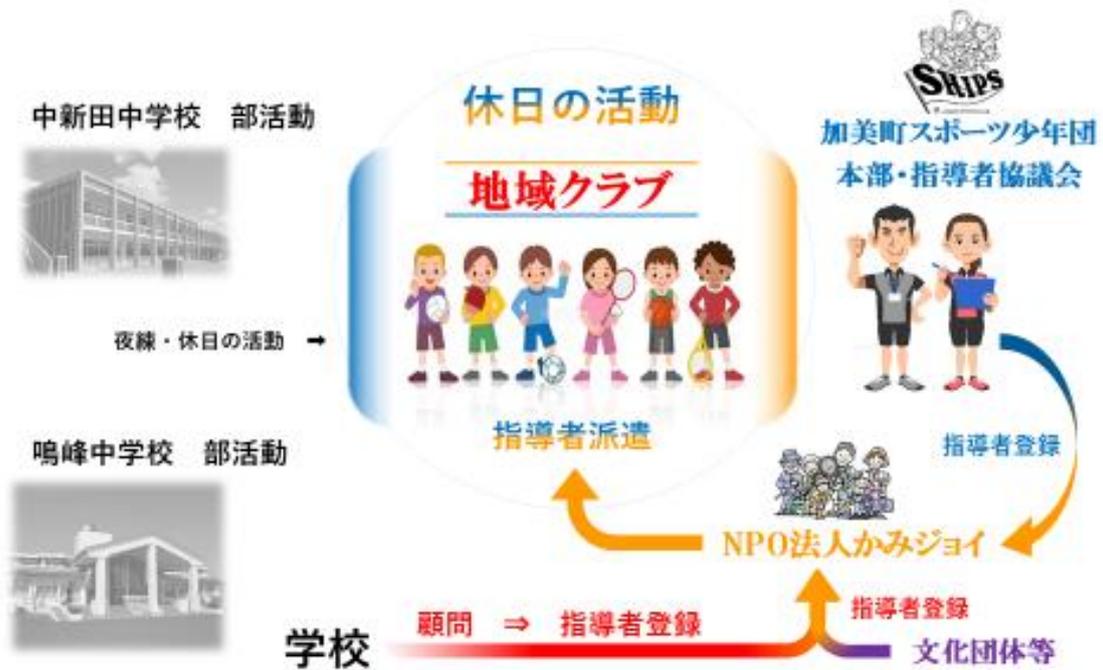
	平日	土日・祝日
	学校部活動	地域クラブ活動
管理運営	学 校	NPO法人かみジョイ
指 導 者	教員（部活動顧問）	上記団体に登録している者
活動場所	学校施設	公共施設・学校施設
活動単位	学校単位	単一校に限らない
保護者負担	学校外での活動費 （交通費・食事代他）	左記のほか、指導者への指導料や学校 以外の施設料、保険料等を想定
事故発生時の補償	（学校管理下） （独）日本スポーツ振興センター 「災害共済給付制度」	（団体管理下） （公財）日本スポーツ安全協会 「スポーツ安全保険」



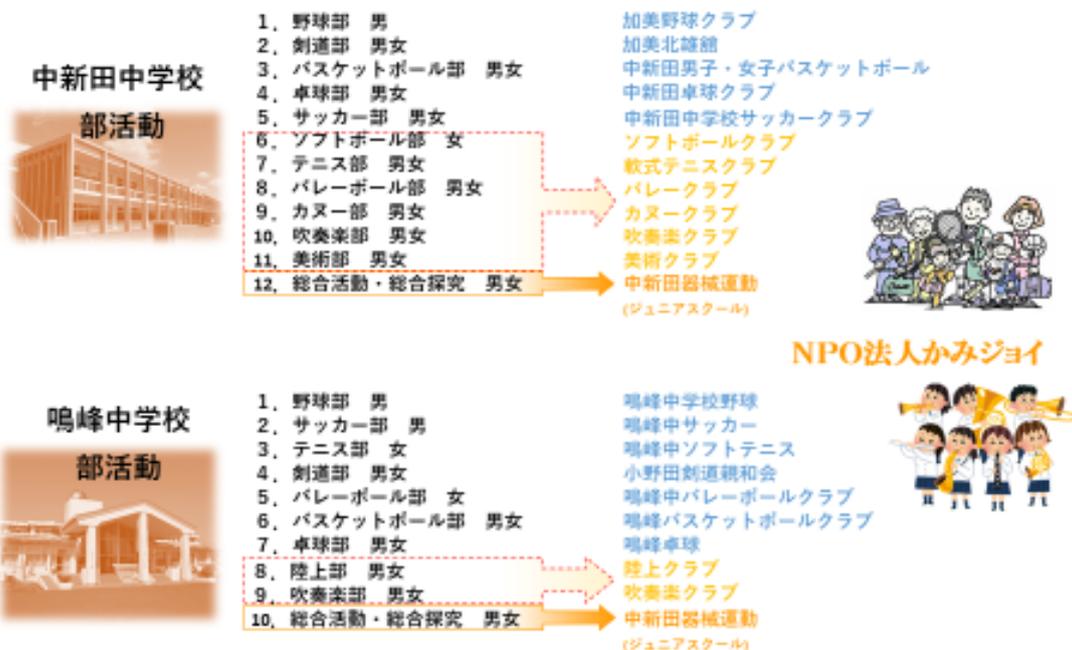
<地域クラブ活動体制のイメージ>



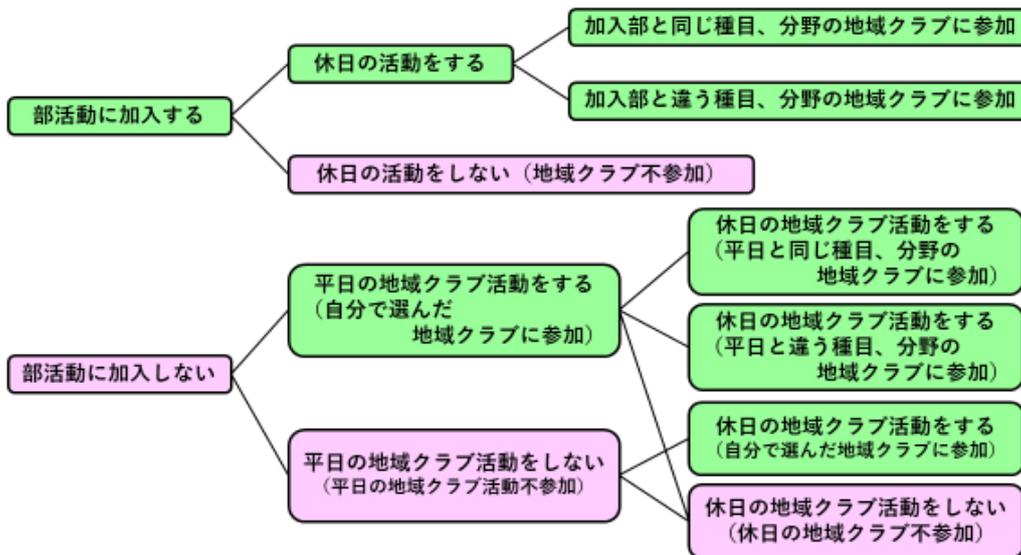
<地域クラブ指導体制のイメージ>



<学校部活動のクラブ化のイメージ>



<中学生の地域クラブ活動参加イメージ>



5 今後の課題の検討について

(1) 令和7年度から令和8年度を地域展開推進・検証期間とし、地域の現状・ニーズ等の把握・共有に努めながら運営体制を構築していく。また、期間中は学校部活動と地域クラブ活動が互いに併存する形をとり、先行する地域クラブ活動の検証を重ねながら、可

能な部活動から順次実施していく。そして、令和9年度の休日の地域クラブ活動の完全実施を目指す。

(2) 検証の過程で生じた課題や問題点については、「加美町学校部活動地域展開推進検討委員会」で共有し検討を行った上で、「加美町学校部活動地域展開推進協議会」へ提案し承認を得る。

(3) 休日の地域クラブ活動の完全実施後についても、活動していく中で生じる課題や問題点（地域の指導者に関すること（人材確保・育成・報酬）、関係者が情報共有等を通じて連携していける体制の整備、中体連等と関係団体との連携の在り方 等）など、引き続き情報の共有を図りながら、より良い環境づくりに努めていくこととする。

6 休日の部活動の地域展開に向けた今後のスケジュールについて

	～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 協議会設置要綱策定 アンケート調査 協議会設立・検討 検討委員会での検討 	<ul style="list-style-type: none"> 町の方針の策定 協議会での検討 検討委員会での検討 実証事業の実施 地域クラブ活動等一覧の作成 	<ul style="list-style-type: none"> かみジョイ等との意見交換と課題検討 制度設計 協議会での検討 検討委員会での検討 	<ul style="list-style-type: none"> 休日の地域クラブ活動完全実施 課題の共有と検討 協議会での検討 検討委員会での検討 平日の移行検討
NPO法人 かみジョイ	<ul style="list-style-type: none"> 検討会での検討 関係者へ説明 	<ul style="list-style-type: none"> 会員登録等準備 指導者の募集・確保 実証事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会との意見交換 指導者の募集・確保 指導者の調整 会員登録事務 課題の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 休日の地域クラブ活動完全実施 課題の共有と検討 平日の移行検討
スポーツ 少年団		<ul style="list-style-type: none"> 単位団への周知 会員登録の周知 指導者の法人登録と団のクラブ化の推進 		
学校	<ul style="list-style-type: none"> アンケート回答 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の方針の作成 任意加入制の導入 生徒・保護者へ周知 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動のクラブ化の推進 顧問と指導者の連携 	<ul style="list-style-type: none"> 休日の地域クラブ活動完全実施 課題の共有と検討 平日の移行検討

可能な部から随時移行